

# 青森県報

第三千四百九十八号

平成二十四年  
二月八日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定解除予定	(林政課)	一
公共測量の終了	(監理課)	一
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	二
宅地建物取引業法に基づく処分に係る聴聞	(建築住宅課)	二
右	(同)	三
公 告		
都市計画の変更案の縦覧	(都市計画課)	三
右	(同)	三
右	(同)	三
建設業者の許可の取消し	(東青地域 県民局)	四
右	(同)	四
右	(同)	四
右	(同)	五
右	(同)	五
右	(同)	五

## 告 示

### 青森県告示第八十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の一三三五

#### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

#### 四 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の一三三五

#### 五 保安林として指定された目的

公衆の保健

#### 六 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

### 青森県告示第八十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 測量計画機関

青森地方気象台

#### 二 測量の種類

公共測量（一級水準測量）

三 測量の期間

平成二十三年十月十七日から同年十二月十六日まで

四 測量の地域

西津軽郡深浦町大字深浦苗代沢 地内

青森県告示第八十三号

青森県知事 三 村 申 吾

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年三月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月八日

図面番号	道路種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の前後別の		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
1	国 道	三三三八号	上北郡六ヶ所村大字平沼字高田無番から 上北郡六ヶ所村大字平沼字高田五一の一まで	六・〇〇メートルから 二・五〇メートルまで	七・〇〇メートルから 四・〇〇メートルまで	八八・六〇メートル	八八・六〇メートル	
2	県 道	関根蒲野沢線	むつ市大字関根字南関根六一の一から むつ市大字関根字南関根六九の一まで	五・六四メートルから 九・六九メートルまで	四・三四メートルから 一・三・五五メートルまで	一〇〇・〇〇メートル	一〇〇・〇〇メートル	

青森県告示第八十四号

青森県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年三月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道三三八号	上北郡六ヶ所村大字平沼字高田無番から 上北郡六ヶ所村大字平沼字高田五一の一まで	平成二四・二・八
県道関根蒲野沢線	むつ市大字関根字南関根六一の一から むつ市大字関根字南関根六九の一まで	"

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者	聴聞期日	聴聞場所
青森市古川一丁目三三の九 有限会社立木不動産	平成二十四年二月二十日 午前十時三十分	青森市長島一丁目の一 青森県庁議会棟五階A会議室

青森県告示第八十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の第十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の第十五第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者 青森市大字三内字丸山一八三の八 高坂 俊	聴 聞 期 日 平成二十四年二月二十日 午前十一時	聴 聞 場 所 青森市長島一丁目の一 青森県庁議会棟五階A会議室
--	---------------------------------	--

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、黒石都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり黒石都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

黒石都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・一号弘前黒石線ほか

二 路線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

黒石市大字浅瀬石字櫻田、字川原田、大字石名坂、字村ヨリ西、字村ヨリ北、字五輪平、字櫻清水、大字豊岡字豊岡、字鎧堤の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、黒石市建設部建設課

四 縦覧期間

平成二十四年二月九日から同月二十二日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三沢都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり三沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

三沢都市計画区域における道路に関する都市計画（三・四・三号中央町金矢線ほか二路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

三沢市古間木一丁目の各一部

2 追加される土地の区域

三 沢市本町二丁目、古間木二丁目、春日台二丁目の各一部  
縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、三沢市建設部都市整備課  
四 縦覧期間

平成二十四年二月九日から同月二十二日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、十和田市都市整備部都市整備建築課

四 縦覧期間

平成二十四年二月九日から同月二十二日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 野沢電気工事株式会社

二 代表者の氏名 野沢 レコ

三 主たる営業所の所在地 青森市中央三丁目八の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二八二号

五 取消年月日 平成二十三年十二月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社藤和産業

二 代表者の氏名 伊藤 和夫

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田六七七の二二八

四 許可番号 青森県知事許可（特 二〇）第一三〇六二号

五 取消年月日 平成二十四年一月十一日  
六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、造園、建具、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社太田建設工業

二 代表者の氏名 太田 範行

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字前池三三三の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第六三四九号

五 取消年月日 平成二十四年一月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年一月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 新光電気

二 氏名 新岡 盛雄

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町二〇の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一〇五〇四号

五 取消年月日 平成二十四年一月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社丸重産業

二 代表者の氏名 佐々木 ヤツエ

三 主たる営業所の所在地 青森市小柳三丁目六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一〇〇四四五号

五 取消年月日 平成二十四年一月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭